

青森県報

第二千五百五十三号

平成十七年
十一月十一日
(金曜日)

目 次

告 示

漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(団体経営改善課) ……一
 海岸保全区域の指定の一部改正……………(港湾空港課) ……一

公 告

美術情報システム構築業務に係る一般競争入札……………(文化振興課) ……二
 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

告 示

青森県告示第八百六十二号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号(漁業災害補償法による加入区の設定)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表佐井村第四区域の項を次のように改める。

佐井村第四区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業
佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字磯	2 主として底建網漁業

谷の区域

青森県告示第八百六十三号

昭和三十六年二月十日青森県告示第二百二十二号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表の青森港海岸の造道地区海岸の項中区域の欄を次のように改める。
 基点一から基点一六までを順次に直線で結んだ線及び基点一六と補助点一三とを直線で結んだ線並びに補助点一三、補助点一二、補助点一一、補助点一〇、補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一及び基点一を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域。ただし、漁港漁場整備法の規定により指定された青森漁港の区域を除く。

基点及び補助点の表示(角度の表示は方位角とする。)

基点一 青森市合浦二丁目(北緯四〇度四九分四八秒、東経一四〇度四六分三九秒)の地点

基点二 基点一から九三度四分三四秒、八五メートルの地点

基点三 基点二から一八三度二八分一四秒、一一四メートルの地点

基点四 基点三から九三度四九分三八秒、一五二メートルの地点

基点五 基点四から九四度二八分四七秒、八〇メートルの地点

基点六 基点五から八六度一〇分二一秒、一一〇メートルの地点

基点七 基点六から七九度五五分七秒、二八五メートルの地点

基点八 基点七から七九度四一分四二秒、六五メートルの地点

基点九 基点八から七二度七分二七秒、三〇メートルの地点

基点一〇 基点九から六八度四八分一三秒、二〇八メートルの地点

基点一一 基点一〇から三三三度一七分二〇秒、二〇メートルの地点

基点一二 基点一一から六五度五六分五八秒、五六メートルの地点

基点一三 基点一二から三四五度四〇分七秒、九二メートルの地点

基点一四 基点一三から六〇度三三分三八秒、三六八メートルの地点

- 基点一五 基点一四から一五三度一八分二四秒、一一二メートルの地点
- 基点一六 基点一五から六二度二八分三六秒、三八五メートルの地点
- 補助点一 基点一から〇度〇分〇秒、七〇メートルの地点
- 補助点二 基点二から〇度〇分〇秒、七一メートルの地点
- 補助点三 基点四から三五八度〇分〇秒、一九六メートルの地点
- 補助点四 基点五から〇度〇分〇秒、二二〇メートルの地点
- 補助点五 基点六から〇度〇分〇秒、二二〇メートルの地点
- 補助点六 基点七から三五〇度四八分〇秒、一九二メートルの地点
- 補助点七 基点七から三五〇度四八分〇秒、七〇メートルの地点
- 補助点八 基点八から三四六度四分三五秒、七〇メートルの地点
- 補助点九 基点九から三四二度三五分五三秒、七〇メートルの地点
- 補助点一〇 基点九から三四二度三五分五三秒、一七四メートルの地点
- 補助点一一 基点一三から二九四度五七分一九秒、七四メートルの地点
- 補助点一二 基点一四から二二度二七分二八秒、八四メートルの地点
- 補助点一三 基点一六から三三四度一三分〇秒、二〇四メートルの地点

公 告

美術情報システム構築業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる業務の委託

1 業務名

美術情報システム構築業務

2 仕様等

入札説明書による。

3 履行期限

平成十八年三月二十七日

4 納入場所

青森市大字安田字近野一八五
青森県立美術館

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約について、Aの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 国又は地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する財団等が管理する美術館・博物館等文化施設において、所蔵品を管理する美術情報システム構築実績があること。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県文化観光部文化振興課美術館整備学芸グループ

電話〇一七 七三四 九九二三

四 入札書の提出期限等

1 提出期限

平成十七年十二月二十日（火） 午後五時三十分

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県文化観光部文化振興課美術館整備学芸グループ

電話〇一七・七三四・九九二三

3 その他

電話、電報、FAXによる入札は、認めないものとする。

五 入札書の開札の日時及び場所

1 日時

平成十七年十二月二十一日（水） 午後一時三十分

2 場 所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 北棟五階B会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

免除する

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

九 入札者に求められる義務

1 入札に参加しようとする者は、次に掲げる証明書を平成十七年十一月二十二日（火）正午までに青森県文化観光部文化振興課長に提出しなければならない。

国又は地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する財団等が管理する美術館・博物館等文化施設において、所蔵品を管理する美術情報システム構築実績があることの証明書

2 入札に参加しようとするものは、入札説明書に示す仕様書等の書類を平成十七年十二月九日（金）正午までに青森県文化観光部文化振興課長に提出しなければならない。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the service to be purchased :

Construction Services of Art Information System for Aomori Museum of Art

2 Time limit for tender 5:30 P. M. December 20, 2005

3 Contact points for the notice Culture Promotion Division,

Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570 Japan

TEL 017-734-9923

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年十一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
黒石市大字内町一の一から一の一 七まで及び一の一の八、大字甲大工町一 〇の四及び一〇の六	弘前市大字南大町一丁目の一 株式会社東日本不動産
十和田市大字三本木字野崎四〇の三五 三、四〇の三五から四〇の三六一ま で、四〇の三六六、四〇の三六七、四	神奈川県横浜市中区住吉町四丁目四五 の一 株式会社エスタディオ

<p>南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 水 沼 字 浅 田 一 〇 六 の 一 及 び 一 〇 六 の 六</p>	<p>南 津 軽 郡 尾 上 町 大 字 日 沼 字 高 田 九 六 の 一 八</p>	<p>〇 〇 の 八 五 〇 か ら 四 〇 の 八 五 二 ま で、 四 〇 の 八 五 五、 四 〇 の 八 五 七 及 び 四 〇 の 八 五 八</p>
<p>南 津 軽 郡 藤 崎 町 大 字 水 沼 字 浅 田 一 〇 六 の 一 の 一</p> <p>佐 々 木 富 士 子</p>	<p>青 森 市 浪 岡 大 字 北 中 野 字 夫 王 一 五 六</p> <p>長 谷 川 真 知 子</p>	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭